

## 東総広域水道企業団告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年11月29日

東総広域水道企業団

代表監査委員 相馬良男

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 平成30年度東総広域水道企業団水道用水供給事業
- 3 監査年月日 平成30年11月15日（木）
- 4 監査の概要

(1) 所管事務

水道用水供給事業を運営するための施設の建設及び維持管理これに付帯する事務全般。

(2) 予算の執行状況（平成30年9月30日現在）

ア 収益的収入及び支出（消費税及び地方消費税を含む。）

区分	予算現額(円)	執行額(円)	差引額(円)	執行率(%)
収入	2,014,130,000	820,802,566	1,193,327,434	40.8
支出	2,298,962,000	466,412,418	1,832,549,582	20.3

イ 資本的収入及び支出（消費税及び地方消費税を含む。）

区分	予算現額(円)	執行額(円)	差引額(円)	執行率(%)
収入	168,719,000	0	168,719,000	0.0
支出	734,085,000	670,473,025	63,611,975	91.3

## 5 監査の結果

水道用水供給事業の財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼に置き監査を実施したところ、その結果は適正と認めます。